

富山県バスケットボール協会 表彰規程

(目的)

第1条 富山県バスケットボール協会（以下「県協会」という。）の振興及び発展に貢献したものを表彰する。

(表彰等の種類)

第2条 表彰等については、次に掲げるとおりとする。

(1) 功労表彰

ア 県協会の役員として永年協会の発展に特に寄与した者

イ 県協会加盟団体役員として特に功績のあった者

(2) 優秀選手表彰

全国大会及び国際大会で顕著な成績を収めた者

(3) 優秀チーム表彰

全国大会で優秀な成績を収めたチーム

(4) 優秀指導者表彰

全国大会で優秀な成績を収めた選手又はチームを育成した指導者

(5) 特別優秀選手又は特別優秀チーム表彰

ア 全国大会で優勝又は次勝した選手若しくはチーム及び国際大会に出場した選手又はチーム

イ 日本を代表して国際大会等において活躍した選手又はチーム

(6) 激励金

ア ブロック大会に出場するチームに授与する

イ 全国大会に出場するチームに授与する

ウ 日本を代表して国際大会等に出場する選手又は指導者に授与する

(表彰の時期及び授与品)

第3条 表彰は原則として評議員会に行い、表彰状又は記念品を授与して行う。特に、必要があると認められる時は、その都度行う。

(激励金)

第4条 激励金は、その都度行う。激励金については、別に定める。

(選考)

第5条 選考は、理事会で決定し会長が表彰する。

(感謝状)

第6条 第3条以外で特に功績があった者は、会長が推薦し理事会の議決を経て感謝状を贈呈することができる。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

富山県バスケットボール協会表彰規程の細則

- 1 功労表彰のアは、県協会役員及び参与として30年以上（年齢は60歳以上）を歴任した者又はそれに準じる功績のあった者に対し授与する。
- 2 功労表彰のイは、その加盟団体の発展に永年尽力し、功労が顕著な者がその団体より推薦された時とする。
- 3 全国大会とは、公益財団法人日本バスケットボール協会が主催又は主管する大会とする。
- 4 全国大会で優秀な成績を収めたとは、4位入賞以上とする。

- 5 国際大会とは、公益財団法人日本バスケットボール協会が派遣した大会とする。
- 6 激励金については、一般のみとする。
- 7 激励金の額

	予選あり	予選なし
ブロック大会	20,000円	0円
全国大会	30,000円	20,000円
国際大会	50,000円	30,000円
上記以外	別に定める	別に定める